

更生保護施設在所者の「更生」

——「更生」における自己責任の内面化——

相良翔

【要約】

本稿の目的は、更生保護施設在所者の「更生」について、就労を焦点にして考察することにある。本稿での「更生」とは犯罪を起こした後に犯罪をすることなく生活を続けていくプロセスを意味する。

近年、我が国において元犯罪者の「更生」が専門家によってテーマ化され議論されるようになってきた。そのような状況下において社会内処遇の専門施設である更生保護施設への着目も高まっている。更生保護施設における処遇の中心は就労支援に置かれている。また様々な先行研究においても就労が元犯罪者の「更生」において重要な要因となつてい

ることを指摘している。

そのような前提を置き、更生保護施設Xでのフィールドワークを通じて得られたデータに基づいてX在所者の「更生」について浮き彫りにした。その結果、①X在所者が不安定就労ではあるが速やかに就労する仕組みがあったこと、②X在所者は他者から承認を得るための「就労規範」と他者から距離を置くための「就労規範」の遵守をもって、不安定就労を維持していたこと、③ある元X在所者が退所後において病気からの回復・今後の生活設計・再犯に対する不安を伴いながら、自身の「更生」について語ったことの三点を描き出した。

記述の結果から、X在所者の「更生」は「自立」と同一視されていることがうかがえた。本稿における事例では、自らの貧困状態を犯罪歴と共に「犯罪」に含めて語っていた点が特徴的である。それは「更生」に対する自己責任の内面化を強めていく可能性がある。それにより元犯罪者の「更生」という文脈において、貧困を初めとした諸問題における社会の責任が後景化する可能性を持つことを指摘した。

【キーワード】 更生、貧困、内面化された自己責任

一 更生保護施設在所者の就労を巡る状況

本稿の目的は、更生保護施設在所者（以下、「在所者」）の「更生」について、就労を焦点にして考察することにある。ここでの「更生」とは犯罪を起こした後に何らかの手段をもって犯罪をしない生活を維持するプロセスをさす（Maruna 2001 = 二〇一三：四二―四四）。つまり、本稿では犯罪を起こしてしまった人々の「その後」の生活のリアルティについて、その一側面を浮き彫りにすることも同時に目指す。

近年、我が国において元犯罪者の「更生」が専門家によってテーマ化され議論されるようになってきた（津富編著二〇一・日本犯罪社会学会編二〇〇九）。また、犯罪対策閣僚会議が二〇一二年に制定した『再犯防止に向けた総合対策』などにより「再犯防止対策」が政策レベルで練られている。そして、二〇一六年二月には「再犯防止推進法」が成立した。このような状況下において、更生保護施設に対する関心が高まっている。更生保護施設とは更生保護事業法に基づき、法務大臣によって認可された更生保護法人が主に設置する施設である。二〇一七年一月時点で全国に一〇三か所存在し、定員が二〇名以下の施設が約八割を占めている。その多くは男子専用の施設だが、女子専用の施設や男女共用の施設も存在する。施設人対象者のほとんどは保護観察対象者であり、

保護観察所の委託をもって施設に入所する。

更生保護施設では在所者への宿泊・食事の支給、金銭管理や家族関係等の改善などの入所者に対する生活指導、入所者が適切に福祉・医療のサービスを受けるための調整、アルコールや薬物依存などの特別な問題を抱えた入所者に対する介入など多岐にわたる処遇をもって在所者の「更生」を支えている。また、矯正施設と比べると「自由」な生活を送ることができる場でもある。近年、更生保護施設における処遇の多様性は増しつつあるが、その起源から現在に至るまで元犯罪者の「更生」にむけた処遇の中心として就労支援が行われている。^③

就労は「更生」の重要な要因の一つとして捉えられている。例えば、平成二四年度『犯罪白書』において「刑余出所者等の社会復帰支援」として特集が組まれ、元犯罪者の「更生」にとつて就労支援が重要になることが指摘されている。具体的に言えば、平成一四年度から平成二三年度までの保護観察対象者の累計からその再犯率をみると、有職者の場合は七・四％であるのに対し、無職者の場合は三六・三％であることが判明している。これを踏まえてみても、無職者の再犯率に有職者のそれと比べても著しく高いことがわかる。

また、就労と「更生」の関係については主に欧米圏の犯罪学者を中心にして実証されてきた。例えば、Sampson & Laub (1993) ではライフコース論の観点から、就労と結婚

というイベントが成人期以降における犯罪キャリアからの離脱における「ターニングポイント turning point」になることを見出した。しかし、全ての就労と結婚がターニングポイントになるわけではない。就労を例にあげると、雇用の安定度・仕事内容に対する関心・労働者と雇用者の結びつきなどによって、犯罪キャリアからの離脱に向けたターニングポイントになるかどうかが決まるとされる。いわば、就労環境の「質」によって、元犯罪者の「更生」が達成されるかどうかが決まるとされる (Sampson & Laub 1995)。

また、Maruna は「更生」を捉える上で主観的なアイデンティティの変容、つまり「犯罪者である自己」から「更生した自己」への変容を重視し、その変容過程や「更生した自己」の維持過程について調査を行った (Maruna 2001 112)。(一三)。その上で、就労がそのようなアイデンティティ変容をもたらす要因の一つであると述べる (同書 162-181)。^④ むしろ、どのような仕事でも良い訳ではなく、社会貢献を感じられる仕事 (例えば、ソーシャルワーカー・保護観察官・カウンセラーなど) が「更生した自己」への変容やその維持に大きく関わるとした。しかし、「内在しているものには、何一つとして、その人が犯罪をやめたことをオープンに宣伝してくれるものはない」(同書 172)としながらも、Maruna の調査協力者のほとんどが日雇い派遣労働や非正規雇用などに就いていた。また、社会貢献を感じられ

る仕事に就いた者であったとしてもフルタイムの雇用ではない場合がほとんどであった。Maruna は就労による収入の高さは「更生」における十分条件ではないとするが (同書 101)、多くの元犯罪者は経済的な問題を含んだ困難な状況、いわば貧困状況に置かれながら生活していることは無視できるものではない。つまり、Maruna は貧困状態に置かれるがらの「更生」については言及しきれではないとも言える。

なお、Harding らによれば、アメリカの元犯罪者の多くは経済的に高いリスクがある状況にいるとする (Harding et al. 2014)。Harding らはその理由として、犯罪歴による公営住宅への入居や給付金の制限などの政策的・法的制約や低学歴や職歴のなさ等の低い人的資本を挙げ、さらに就職の困難さも加える。

日本の場合においても、犯罪歴だけでなく、知能や身体などの能力的な制限、経済的な困窮などの「事情」を抱える元犯罪者にとって就労は容易ではない。そのため、元犯罪者の多くは、低い収入や社会保険が未加入となっても、日雇いの派遣労働や非正規雇用などの不安定就労に至るとされる (小長井 2012: 160)。その理由は、経歴や資格などの要件が問われないなど、不安定就労の労働市場への参入のハードルが低いとされるためであろう。在所者も同様に安定した就職先を得ることが困難な状況であり、不安定就労に至ることが

多い。その状況においても、在所者の多くは頼るべき親族や知人がおらず、なおかつ更生保護施設の入所期間が限定されており、多くの在所者は就労自立を目指さなければならぬ状況に置かれる。しかし、平成二十七年年度『犯罪白書』においても在所者の退所時の職業で一番多かったのは建築業などの労務作業（四六・九％）であったと報告されており、その就労形態の多くが不安定なものであったと考えられる。そのため、在所者にとって就労自立の達成は困難なものであることが想定できる（相良二〇一五）。

以上のような状況を踏まえると、元犯罪者の多くは貧困状態に近いなかで生活を送っていると言えよう。そして、そのなかで自身の「更生」に向き合っていると見える。では、実際に更生保護施設において在所者はどのように就労に至るのであるのか（三節）、その就労をどのように維持するのであるのか（四節）、そのなかで自身の「更生」をどのように捉えているのであろうか（五節）。以降では、更生保護施設におけるフィールドワークから得られたデータを以上の観点から分析・考察していく。

二 フィールドワークの概要

二・一 フィールドワークの概要

筆者は、二〇一一年四月から二〇一四年三月まで都内にあ

る更生保護施設X（以下、X）に常勤補導員として参与観察調査を行った。なお、二〇一四年四月以降も処遇場面への参与観察やインタビュー調査を継続している。二〇一七年一月時点での職員体制は常勤補導員が六名、非常勤職員が一名である。

Xには二〇一〇年一二月に調査の願い出をし、二〇一一年一月にXからその返事をもらった。返事としてフィールドワークの許可を得ただけでなく、常勤補導員として勤務しないかという誘いを受けた。常勤補導員として現場に参与することができれば、より長い時間Xに参与することができると考え、その誘いを受け、Xに参与することになった。ただし補導員としてXに参与することになれば、場面によってはX在

表1 インタビュー協力者

名前	年齢	在所歴	インタビュー日時
Aさん	30代後半	約3ヶ月	2012年5月
Bさん	40代後半	約6ヶ月	2012年5月
Cさん	30代前半	約4ヶ月	2012年8月
Dさん	50代前半	約9ヶ月	2012年8,12月
Eさん	30代後半	約6ヶ月	2013年2月
Fさん	30代前半	約6ヶ月	2013年3,4月

所者と権力的な関係性になってしまふことが考えられたので、その点は注意しながら調査を行った（相良二〇二一）。

また、インタビュー調査も行っており、表のように六名の方に協力していただいた。DさんとFさんには退所後にも調査をさせていただいた。時間は二時間から三時間である。場所はXの事務所内である。インタビューを行う際にはできるだけ退所間際の在所者に打診した。その理由としては、退所間際であれば「更生」に関する個人史が蓄積されており、またX在所者と権力的な関係性がある程度解消される時期と見なしたためである。なお、協力者には事前に調査概要を説明し、承諾を得ている。

二・二 Xの概要

Xは成人対象の更生保護施設であり、比較的古くから存在する施設である。Xの特徴としては、①在所者の年代としては三十代から五十代が多い、②「処遇困難」とカテゴライズされる犯罪者（薬物・性・暴力・殺人等）を比較的多く受け入れている、③在所者の多くは保護観察対象者である点が挙げられる。在所定員は二〇名であり、常時定員数ほどの在所者がいる。平均在所期間はおよそ三か月である。なお、インタビュー対象者の在所歴は平均在所期間より長くなっている。これはインタビュー対象者の大半の仮釈放期間が三か月以上であり、その期間は施設に在所しなければならなかった

ことに由来する。つまり、在所期間の長さで「更生」の困難が必ずしも関係しているわけではないことを付言する。

Xは三階建ての施設である。一階には事務所、職員宿舎在所者のための食堂がある。二・三階は同じ構造になっており、在所者の生活スペースになっている。各階に居室が一〇部屋、「談話室」と呼ばれる共同スペース、浴室がある。居室は全部屋個室になっており、おおよそ四畳ほどの広さである。ベッド、タンス、机、椅子、テレビなどが備わっている。談話室には調理スペースが用意されており、食事の委託がなくなった者等がそこで自炊をする。浴室は月曜から土曜日の一時から二時まで使用することができる。なお、禁止事項には飲酒や無断外泊等も含まれている。門限は解錠が五時、消灯が二二時と決まっている。

三 X在所者が不安定就労に至る過程

この節では、X在所者が不安定就労に至る過程について分析する。

X在所者の就労先も、例に漏れず、日雇いの派遣労働や非正規雇用などの不安定就労が中心になっている。それは雇用する会社側からしてもX在所者を雇うことにメリットがあるためである。その会社側にとっては日雇いの労働層を抱えることにより、労働力の調整が可能となり、景気の好不況の波を

乗り越えられるようになる。つまり、会社にとつても不安定就労層はある意味で貴重な存在であり、それゆえに会社側もX在所有者のような背景を持つ者に対して門戸を広げている。以下のフィールドノート（以下、FN）のように実際にXに突然直接訪問するなどをして、労働者の募集を行う建設関係の会社がある。

「すみません」と紺色の作業着を着た白髪の中年とみられる男性が事務所を訪ねてきた。「はい」と対応すると、その人は逆にこちらを訝しげに見てくる。その男性が「四日前に聞いてきたんだけど（どこで？）、こちらで二人ほど仕事（後で解体業と判明）をできそうな人を紹介してもらえそうと聞いて」と話す。

（FN：二〇二二年四月二〇日一五：〇〇）

このような業者は、更生保護施設を身元保証がされている労働力がある場所としてみなしていると考えられる（西澤二〇一〇：二二五―二二六）。近年の労働政策の変化に伴い、雇用側は勤務する者の身元確認や健康チェックが必要とされている。労働現場にとつて「有用」な人材となるかはわからないが、少なくとも身元保証が確実にされ、健康状態もある程度良いことも保証されているという点では在所有者は貴重な労働力としてみなされると考えられる。

先述したような業者の多くはXと話し合いを持ち、X在所有者に前科があることや早急に収入が必要であることや資格などを持っていないなどの「事情」に応じて雇用する。その点では業者と更生保護施設の双方にメリットがある。なかには協力雇用主となる会社もあり、Xにおける処遇にとつて重要な存在になる。Xも従業員に対する扱いや賃金などの面でできるだけ良い条件で在所有者が雇われるように協力雇用主との関係の維持に努める。また、以下のように悪い条件をもとにXに対して募集を行う会社も存在し、期間をあけて何度も募集をかけてくる。施設はそのような会社との関係はもたないようにしている。

*社から電話。以前にも何回か電話してきたところ。一日七千円ほどで、交通費の支給はない。仕事内容は雑工のことだが、重たい荷物の持ち運びなどの重労働が多いらしい。従業員への扱いも雑らしい。施設長は「はっきり言って、おたくの条件では誰も仕事をしませんよ」と電話を切った。（FN：二〇二二年一月三〇日一六：一五）

一方で、次のDさんの語りのように在所有者自身も経済的な問題などがあり、そのため日払いの仕事を中心に就職活動を行う。この場合は、主に携帯電話を使用して、人材派遣会社に自らを登録することになる（西澤二〇一〇：一二六―

一二七)。Dさんも、携帯電話を手に入れて人材派遣会社に登録して、仕事を得るようになっていた。

D…はい。その、自分が初め来たときに、とにかく手持ちのお金は中（筆者注…矯正施設在所中）でもらった作業報奨金ですか、あのー、八万ほどしかなくて、それで年末に来た（Xに入所した）もので、とにかく、その、お正月休みが間へ来ると。だから手持ちのお金で仕事しなければ年越しならなくなっちゃうんで、とにかく現金が欲しかったです。で、日払いとかいうのをまずメインに探していたのが始まりでした。（以降、括弧内の注と傍線は筆者による）

このように建設関係の会社にとって、X在所者は身元や健康状態が保証されている労働力が存在する場所として認識している側面がある。ただ、Xは其中でも条件の悪い会社は排除し、できるだけ条件の良い会社との交流を続けていく。また抱えている「事情」を踏まえると、X在所者は日払いで給料がもらえる、前科などのステイグマを「パッシング」(Goffman 1963: 2009) する必要がないなどの条件が揃っている人材派遣会社に登録していく。このような仕組みにより、X在所者が不安定就労に吸収されていく側面が垣間見える。

四 他者からの承認を得るための「就労規範」と他者と距離を置くための「就労規範」の遵守

三節ではX在所者が不安定就労に吸収される過程を確認した。この節ではX在所者が就労を継続する要因について記述する。

X在所者が就労を継続する上で重要になっていたのは「就労規範」の存在である。X在所者の多くは保護観察対象者であり、その期間に遵守事項が存在する^⑥。多くの場合、その遵守事項の中には「継続的な就労をする」という事項が定められている。また各更生保護施設の規則の中に速やかな就労と就労の継続に関する事項が定められるのがほとんどである。原則的に言えば継続的な就労を行わない者は遵守事項違反となり、まずそのようなことは起こらないが、矯正施設に引致されることにもなりえる^⑦。つまり、X在所者は法的に就労規範を遵守することを求められる。

しかし、就労規範は法的にだけでなく、Xでの生活の中で在所者と職員との相互作用によっても守ることを求められる。X職員は就労に対して、遵守事項という視点だけではなく、在所者の就労自立による退所という先を見据えた上で重要視している。

以下のFNの場面では#さんが久しぶりに派遣会社から仕

事を回されて、その仕事からXに帰ってくる場面である。#さんは派遣会社からしばらく仕事を回されていない状況であった。X職員のaさんは#さんが帰ってきた様子を見て、#さんの顔を「良い顔をしていたよ」と評している。ここでは職員が#さんが仕事をしたことにより「良い顔をしていた」と評価したことが重要である。

#さんが帰ってきた。登録していた派遣会社から久しぶりに仕事依頼のFAXをもらい、本日久しぶりに出勤した。#さんの表情を見て、aさん(Xの職員)が「良い顔をしてたよ」と言う。

(FN:二〇一二年四月三日一八:二五)

このようにX職員は就労をしている在所者に対して「仕事をしている」||「良い顔をしている」という評価を向けるのだが、必ずしもその評価が正確なわけではない。例えば、以下のFNの場面が挙げられる。

今日から協力雇用主(解体工)のもとで仕事を始めた*さんが帰ってきた。「少し前までヘルニアなどがあるから肉体的労働なんてしたくない」という旨の発言をしていたが、所持金が少なくなってきたせいもあるのか働き始めた。*さんは事務所に寄り、「シツプはないですか? 筋肉痛になっ

ちゃって」と言う。施設長は「慣れないと大変だよね」とシツプを渡す。*さんはしんどそうな顔しながら礼を言っていて戻っていった。その後、施設長は「働くけどんだん良い顔になっていくよね。そうじゃないと顔が良くならないね。」と言っていた。

(FN:二〇一一年四月二四日一七:四〇)

上記FNの*さんは入所して数週間ほどしばらく働かない状態が続いていたが、この日に入所してから初めて仕事に行き、そこから帰ってきた場面である。その*さんの疲れた表情をみてXの施設長は「良い顔」に変わり、就労を続けるだろうと評していた。しかし、*さんはこの日限りでその仕事をやめてしまった。このようにX職員の評価は*さんのように正確なわけではないことも当然ありうる。

だが、X在所者は職員からの評価を敏感に嗅ぎ取る。例えば、Bさんは、継続的に仕事をしているなど「ちゃんとやっている」在所者と「そうじゃない」在所者への職員からの評価や対応に、「そうじゃない」在所者であっても罰罰することはないが、違いがあると以下のように語る。そのなかで「できることと最低限のことはやんなきゃ」と語る。

B.. そうだよね、やっぱね。そういう人(施設職員)に守られてるって、今見てもらってたんだと思うと、やっぱ気

持ち的にも違ってくるよね。細かいことうそつくよりも、できることと最低限のことはやんなきゃと。で、やっぱ、やっていると、こっちにしてもやっぱ、見てもやっぱ分かるじゃないですか。ちゃんとやってる人間が出て行く(外出)のと、そうじゃない人が出て行くのでは、やっぱ対応違うし。

また、DさんはX職員を「熟練した人」と位置づけ、「生活パターン見てればわかるんだろな」と語るようにX職員の評価について認識し、それを正当なものであるとみならず。その評価は、Bさんの語るような「ちゃんとやっている」「か「そうじゃないか」と分別する評価としてDさんは認識している。

D: はい。はい。だから生活態度は見られてるでしょうし、きつちりしないとせっかく環境のいいところに入れてもらってるのに、どつか違うとこ放り出されるとか、そういうしたことになるとつまらないんで、まあ、規則だけは絶対に守ろうっていうのが初めの思いました。(略) たぶんその熟練した人たちですから、生活パターン見てればわかるんだろなとは思いますが、部屋いちいち開けて見に来なくても、まあ、その、だいたいことはわかってるだろうなとは思いました。

X在所者はもちろん法というフォーマルな側面から就労規範の遵守が求められていると言えるが、それだけではなくX職員の評価というインフォーマルな側面からも求められている。Bさんが語ったように、X在所者ではできる限り「ちゃんとやっている」在所者として振る舞い、ポジティブな評価を得ようとする。ただし、X職員の評価は、*さんの事例のように正確とは言えない。それでも、X在所者はX職員の評価に正当性を与え、十全ではないにしろ「ちゃんとやっている」在所者として職員にみなされるように振る舞っていくのである。それゆえに「就労規範」を含んだXの規則を守ろうと試みているとも言える。

このように施設Xにおいて在所者は「就労規範」に従うことによつて他者から承認を得やすくなると捉えていることがうかがえる。BさんとDさんの事例からは、「ちゃんとやっている」在所者としての承認を得るために「就労規範」を遵守している様子がわかる。

また、「就労規範」に従っている在所者同士の間においては比較的友好的な関係が築かれることがある。例えば、Eさんが語るようにX在所者はいわゆるヨコのつながりが得られにくい会社で勤務しているため、また時には「パッシング」を行わなければならないという生きづらさも抱えているため、私生活を共にしているX在所者間で仕事の愚痴をこぼし

合うことや情報を交換ができるという点は良かったと語る。

E…そうそう。だからやっぱり友達じゃないから、その派遣で会ってる人っていうのは。やっぱり、うん、会社、っていうか仕事だけの人っていう感覚のほうがいいから、大きいから。でもやっぱり、ねえ、ここにいる限りは、私生活っていうのもやっぱり共にしてるから、その、会社の、仕事の愚痴を、その、一緒に行ってた人で、まあ、愚痴ったり、「明日どこだよ?」って言うて。まあ「最悪だね」とか「いいな」っていう会話できたのはすごく、うん、良かったから。

他方で、「就労規範」に従うことは距離を置くべき他者を定めることにも繋がる。例えば、Bさんは仕事をしていない人の方が仕事をしている人よりも食事や入浴などを「一番乗り」でできることなどに対しては異議を持っている。仕事をしていない在所者は一日の大半をXで過ごしており、Xのスケジュール通りに過ごすことが可能になる。一方で、仕事をしている在所者は、その日の仕事の状況によって、夕食や入浴も遅くなる。もちろん、Bさんの語りは入所して間もない人などの理由がある人に対しては向けたものではないが、「仕事している人」と「仕事していない人」との間において殺伐とした関係になりうるということがうかがえる。

B…仕事してない人、大嫌いだ、俺。

R…(笑)

B…いや、金があつて全然大丈夫だと。金があつて、俺だつて金あつて、余つてんだつて、だったら遊んで暮らしたいよ。金もねえのに仕事しねえやつは、もう俺も理解できないいつて。話したくもないいつて。

R…ああ、なるほどね。

B…そういうやつが、なんで先に風呂入ってるのつて。飯とか一番最初だしよ、おかしいなつて(笑)

(以降、Rは筆者を指す)

そして、Dさんは刑務所内部だけではなくXの中において一部の人から再犯を誘われることもあつたと語る。Dさんは「更生」の上での苦労を共有できるような関係性ならば築きたいと考えていた。しかし、X在所者の中にも「一緒にやろうよ」と再犯に誘う人も存在し、そのような人とは距離を置いた。そして、再犯に誘う人の多くは「仕事してない人」とDさんが認識していた人物だつた。

R…結構、悪いこと自慢、する人はあれですか、引き込んでくるような感じがあるつてことですかね。

D…そうですね。「一緒にやろうよ」みたいな話が、まあ

こん中（X）もそうですし、刑務所の中なんかも特に。

また、「就労規範」に従っていたX在所者同士の関係も基本的に在所期間中だけの関係で終えるという。例えば、Aさんが「出て行ってからも付き合おうということだったら、話は別なんですけど、そこはなんとも言えないところじゃないですか」と語ったように、調査協力者の多くが退所後もX在所者同士の関係性を継続させる意思がないと語った。あくまで在所者は施設Xという環境のもとで「就労規範」を遵守しているのであり、X退所後においてそれを継続するかわからないと認識することに起因する語りであると考えられる。それゆえに、退所後は同時期のX在所者と距離を置くことがある。

このような「就労規範」の遵守は、「仕事してない人」などの他者から距離を置くためのものである。それは在所者自身の「更生」のために行われているとも言えよう。

以上のようにX在所者は経済的な事情やフォーマルな就労規範だけでなく、他者から承認を得るための「就労規範」と他者から距離を置くための「就労規範」の遵守をもって、就労を維持してきたと言えよう。

五 X退所後におけるDさんの「更生」

三節から四節にかけて、X在所者が不安定就労をする中で「更生」について記述してきた。この節では、X退所後における「更生」について、Dさんのインタビューをもとに記述する。

Dさんは、X在所中に職場を転々としながらも継続的に就労していた。しかし、転居資金はなかなか貯蓄できなかった。そこで福祉機関の援助を受けて、数か月限定で安い費用でアパートに転居し、自立の準備をした。DさんはX在所終盤からある派遣会社で就労していたのだが、退所後も同じ現場に通い続けていた。その現場はある倉庫であり、荷物の運搬などの倉庫内の作業に従事していた。そこでの働きぶりが評価されたのか、その現場から直接雇用される見込みになり、待遇も少し良くなった。

また、数年ぶりに親族との連絡をとることができた。職場の人間の間接関係も、前歴を話すなどの「深い」話をする人は少ないが、比較的悪くはなかった。X在所中に知り合った人もたまに連絡をとっていた。

その後、Dさんに突然病魔が襲い、二か月ほど入院することになった。入院に先立ち、保証人が必要となったのだが、なかなか見つからず、福祉機関の職員に頼ることになった。

また、直接雇用が決まっていた会社からはその話を一旦流されることになった。入院時、お見舞いに元X在所者などが数人訪れたが、Dさん自身は迷惑をかけると考えていたのか、あまり他人に連絡をとらないようにしていた。その中に親族も含まれる。

二〇一二年一二月のインタビュー時にDさんは退院を果たしていた。その際に、Dさん自身は抵抗があったようだが、生活保護を受給するようになり、福祉施設で生活していた。次の語りのように、Dさんは自身が今いる状況を過去に犯罪を起こした自分がいたときの状況と変わらない、自分は「更生」できていないと評する。

D…あのー、更生っていうんが、今、こう、出て思うんですけど、自分、「じゃあ、おまえ、もう更生できたか。更生したか」っていうと、自分していないと思います。

R…それは何故に。

D…やつぱり、自立して生活して、先々の不安が幾つか消えて初めて少し更生に近いんかなと思うんです。今の状態が犯罪、犯す前の状態と何、違うかっていうと。

R…ああ、ああ。そうですね。その話が。

D…全く違わないんですよ。そのころも、やつぱりずっと不安、持ってたんですよ。「こんなこと、やってて、どうすんだらう。仕事、どうしよう」。なんかやつぱり、

そんなような不安はずっと持ってたんで、全く今と同じじゃないんですよ。

また、ここでDさんが語る不安には、再犯への不安も含まれる。Dさんはインタビューの時の生活状況を犯罪を繰り返していた時の生活と大きな変化はないとし、それゆえに気持ちとは裏腹にいつ自分が再犯しても不思議ではないと次のように語る。

D…(略)じゃあ、今、「悪いことをして、これだけ稼げるよ」みたいな話を聞いて、それが実際に「できるよ」っていうと、そっちへ行っても全然不思議じゃないんですよ。(「悪い」方向に)行く、行かないは別にして。それがちゃんと、やつぱり自分の生活を持って、定まったことをしていれば、聞きもしないでしょうし。

Dさんはインタビュー時の生活状況を次のように「底辺」と表す。ただし、現在も「底辺」にいろが「救いようない」わけではなく、犯罪を繰り返していた時の「本当の底辺」とは違うと語る。今は福祉機関の職員などの「世話になるところがある」だけで、「あした、どうしよう、あさって、どうしよう」と悩むことはなく、「悪いこと」をするには至っていないと語る。

D…(犯罪をしていた時は) 本当の底辺の底辺だったんですけど。今底辺ですけども、まあその、世話になるところあるっていうだけで、その、不安はかなり違います。その、悪いことしてる間はあした、どうしよう。あさって、どうしようの本当の底辺ですけども、今それが全くないんで。

ただし、緊急的な状況において相談できる人はいるが、日常から相談できるような人は側にはいないとDさんは捉えていた。もちろん、自身の経歴を人にオープンに明かすことはなく、それゆえに窮屈な思いをすることがあった。また、四節で記述したように、退所後においてもX在所者とも深い関係性になることをDさん自身が拒んでいた。X職員に対しても、退所後に「迷惑」をかけないようにしてきた。そのため、Dさんは孤独感を抱えたまま生きていた。

D…全く同じですね。その、周りに人はいましたけども、(略)深く相談したりっていう付き合いはなかったんで、(略)上っ面だけの付き合いだったんで、やっぱり孤独感っていろいろはざつとありましたね。ここに居る時も。

そのなかでも、Dさんは何とか体調を戻すことができれば、再び稼働して、まっ当に生活できるとし、様々な不安は少な

いと次のように語る。そのような生活を果たして、他者に対してできるだけ迷惑をかけないように生きていきたいとDさんは語った。だが、Dさんはその後再入院し、残念ながらもなくなってしまった。

D…自分が、その、勤労意欲がないとか働く気がないんじゃないんで。環境さえあれば仕事したいですし、しなきゃなんないと思いますし。そういった意味では、大きな、そういう不安は、大きな不安は少ないです。ただ、その、悪いこと、してたころには、もう本当に不安まみれでした。「こんなことしてて、自分どうなるんだろう」というのはありましたけども、今はそういう面での不安は少ないです。

六 結論に代えて——「更生」における自己責任の内面化

これまでの分析についてまとめると以下のようになる。三節では、X在所者は様々な「事情」を抱えながらも、Xが最悪の求人からの防波堤になりながら、不安定就労ではあるが速やかに就労する仕組みを描き出した。四節では、X在所者が他者から承認を得るための「就労規範」と他者から距離を置くための「就労規範」を遵守することをもって、不安定就労を維持する様子を描き出した。五節では、Dさんが退所

後において病からの回復・今後の生活設計・再犯に対する不安を伴いながら、自身の「更生」について語ったことを記述してきた。

この節では結論に代えて、三節と四節の記述を踏まえて、五節におけるDさんの「更生」について検討していきたい。

Dさんは「やっぱり、自立して生活して、先々の不安が幾つか消えて初めて少し更生に近いかなと思うんです」と語り、退所後の自分を「更生」していないと見なした。ここで重要なのはDさんが「自立」と「更生」を同一視している点である。Dさんが語る「自立」とは就労による経済的自立をさすと考えられる。本稿の冒頭で「更生」を「何らかの手段をもつて犯罪をしない生活を維持するプロセス」と定義した。それを踏まえて考えてみれば、犯罪をしない生活を送るにはいくつかの手段があるはずである。例えば、生活保護を受給することによって「更生」を達成するという選択肢も当然あり得る。それゆえに「自立」とは「更生」の一手段であり、それを選択した理由について論じる必要がある。

Dさんの場合で言えば、できるだけ誰にも迷惑をかけないように経済的にも厳しい状況を耐えた上での「更生」を選択していたとも言えよう。言い換えれば、Dさんは「更生」の上で、経済面または人間関係面などにおける困難状況、つまり貧困から脱することに對する責任を自己責任として内面化していたとも言えるだろう（湯浅・仁平二〇〇七）。しかし、そ

のような「更生」は達成困難なものであると言えよう。

例えば、第三節で垣間見えたように、元犯罪者の多くが不安定就労に吸収される社会的な仕組みがある。どのような人々にとつても、不安定就労をもって「自立」を達成・維持することは現代の日本社会においては困難である。しかし、Dさんは明日の生活すらわからない「本当の底辺」から緊急時には頼る場や人があるという「底辺」へと移行できたことの恩恵を語り、そこから先は「就労規範」をもとに自身が勤勉に働くことによつて責任を果たしたいと考えていたとも言えよう。言い換えれば、Dさんは「底辺」でもがきながらも「更生」することを自身に課していたとも言える（相良二〇一五b）。それゆえに病気に臥した状態であっても、「自立」することを義務としていたとも言える。生活保護受給に抵抗があった背景としても考えられるだろう。

また、第四節で記述した「就労規範」の存在によつて、Dさんが自ら人間関係を限定し、より生活が困難な状況になつたとも考えられる。まず、承認を得るための「就労規範」の遵守がゆえに他者に迷惑をかけることを避け、それゆえに家族を初めとする人々に連絡を取らないようにしていたと考えられる。自らが起こした犯罪によつてすでに多くの人々に迷惑をかけているのだから、せめて「自立」した上でしか連絡はとれないと考えていたとも言える。また、距離を置くための「就労規範」を遵守するために、特にX在所者との関係性

を断つたとも言える。同時期の入所者の中にお見舞いに来てくれる人もいたが、退所後の状況もよくわからないまま付き合うことよって自分が「悪いこと」に巻き込まれないようにしていたとも考えられる。そのために、日常的にすぐに相談できる相手がいない状況に陥ったとも言える。

これまでの議論によらずとも、元犯罪者の「更生」については貧困を巡る諸問題も含んだ上で論じる必要性があることはわかる。そして、貧困を巡る諸問題を自己責任として認識してしまうことの問題点も同様に指摘されている。だが、本稿におけるDさんの事例では自らの貧困状態を犯罪歴と共に「犯罪」に含めて語っていた点が特徴的である。それは貧困を自身の犯罪に起因する道徳的もしくは倫理的な問題とみなすことにもつながり、それゆえに貧困に対する自己責任の内面化、もとより「更生」に対する自己責任の内面化をより強めていく可能性がある。それにより元犯罪者の「更生」という文脈において、貧困を初めとした諸問題における社会の責任が後景化する可能性を持つ。「更生」の上では、元犯罪者自身の変化のみではなく、社会構造の変化も必要になるのかかわらず(平井二〇一四)。^⑤

Dさんの事例は極端な事例と言えるかもしれないが、他のX在所者へのインタビューでも同様な状況が語られていた。また、Xでの参与観察を通じて退所後の「自立」に関する不安をX職員に相談する場面に出くわすことがあった。多く

のX在所者にとつて再犯をしないで「自立」を達成することが重要であり、それが彼らにとつての「更生」であることを意味していたであろう。しかし、本稿で描き出してきたような「更生」における自己責任の内面化によつて、かえつて「更生」が困難なものになつてしまうおそれがある。それゆえに「更生」における社会の責任についてもさらに検討を含める必要がある。そのためには、本稿三節から五節におけるそれぞれの分析を深めるための調査を行い、より厚いデータを入手し、さらに「更生」に関する理論的な検討を深めていく必要がある。

注①保護観察所とは、保護観察処分になつた者に対して保護観察を行うことを主にした法務省管轄の機関である。地方裁判所の管轄ごとに設置されている。なお、保護観察とはその対象者に対して、社会内において処遇を行い、それをもつて改善更生させることを目的とする。保護観察の対象は家庭裁判所で保護観察に付された少年(一号観察)、少年院からの仮退院を許された少年(二号観察)、刑事施設からの仮釈放を許された人(三号観察)、裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人(四号観察)、婦人補導院からの仮退所が許された人(五号観察)である。本稿のフィールドであるX在所者の多くは三号観察である。

②現在、更生保護施設は変革の時代にあり、福祉的機能をそなえつつも、処遇施設と「*SST* (Social Skills Training)」などによる教育的機能も求められている施設とされている。

二〇〇八年には更生保護法が施行され、社会内処遇の専門施設として法的にも定められた。そして、二〇〇八年から五七か所の更生保護施設に福祉的ニーズをもつ入所者への社会生活の場の調整のために社会福祉士が、また二〇一三年には薬物依存をもつ在所者に対する回復プログラムを実施するため専門職員が配置される(二〇一六年度には一五か所に配置)など将来にむけて色々な方策が練られている。

- ③例えば、更生保護施設では民間の企業に対して在所者の雇用を働きかけ、就労の斡旋を行っている。そうした企業のお多くは「協力雇用主」として法務省保護局に登録されている。平成二十七年『犯罪白書』によると全国で一四四八の個人や法人が協力雇用主として登録し、一、二七六人を雇用している。また、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を通じた公共職業案内所の利用も更生保護施設でも勧められている。「刑務所出所者等総合的就労支援対策」では公共職業安定所の通常業務に加えて、保護観察対象者や更生緊急保護対象者に対して予約制により担当者とマンツーマンでの求人開拓から就職までの一貫した支援、雇用主や事業者に対してトライアル雇用、職場体験講習、身元保証制度の紹介・導入が行われる。
- ④これは「翻身 alternation」(Bergier & Luckmann 1966 Ⅱ二〇〇三:二二七―二四六)の一例でもいえる。
- ⑤更生保護施設は入所者に対する処遇を行うための委託費を受ける。その委託費の中に食費も含まれており、それに基づいて在所者に食事が提供される。年度によって委託費は変わることがあり、二〇一二年度の場合であれば食費は一日三食を六〇日分提供するほどの額であった。

⑥保護観察に付されているものは改善更生に向けた特定事項の遵守が求められる。

⑦保護観察に付されているものが遵守事項などを守らないなどの場合、裁判官が発行する引致状によって、保護観察対象者の身柄を拘束できる。

⑧相良(二〇一五b)ではDさんのインタビューをもとにしながら元犯罪者が置かれた社会的排除の状況について考察している。

⑨「更生」について考察を深めていく上では、そもそも「犯罪」という概念を社会的に検討し直す必要もある。社会のあり方によって「犯罪」が決まるならば、当然「更生」のあり方自体もそれに影響を受ける。それゆえに本稿においては便宜的に「元犯罪者」と表しているが、その表記自体も問い直さなければならぬだろう。この点については別稿にて論じていきたい。

参考文献

- Bergier, P. L. & Luckmann, T., 1966, *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Doubleday. (＝山口節郎訳、二〇〇三『現実の社会的構成——知識社会学論考』新曜社。)
- Goffman, E., 1963, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, New York: Simon & Schuster, Inc. (＝石黒毅訳、二〇〇九『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ(改訂版)』せりか書房。)
- Harding, David, Jessica J. B. Wyse, Chydney Dobson, and

Jeffrey D. Morenoff, 2014, "Making Ends Meet After Prison." *Journal of Policy Analysis and Management* 33(2): 440-470.

平井秀幸 二〇一四『「回復の脚本」を書くのは誰か?』『支援』Vol.4: 一五三—一五八。

小長井加與 二〇二二『生活環境調整と就労支援』『更生保護入門 (第3版)』成文堂、五二—六二。

Maruna, S., 2001, *Making Good: How Ex-convicts Reform and*

Rebuild Their Lives, Washington, DC: American Psychological Association Books. (＝津富宏・河野莊子

監訳、二〇一三『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」——元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店)

日本犯罪学会会編、二〇〇九、『犯罪からの社会復帰とソーシヤル・インクルージョン』現代人文社。

西澤晃彦、二〇一〇、『貧者の領域——誰が排除されているのか』河出ブックス。

相良翔、二〇二二、『更生保護施設を『はたらきながらしらべる』——その意義と留意点』『上智大学社会学論集』三六、六七—八三。

——、二〇二三、『更生保護施設のエスノグラフィ——問題』・「変容」・「処遇」を焦点に』二〇二二年度財団法人社会安全財団若手研究助成報告書。

——、二〇二五a、『更生保護分野における就労支援の現状と課題』『職業リハビリテーション』二八(二)、三〇—三六。

——、二〇二五b、『排除——犯罪からの社会復帰をめぐる』本田由紀編著『現代社会論——社会学で探る私たちの生き方』

有斐閣 一五五—一七七。

Sampson, R. J., and Laub, J. H., 1993, *Crime in the Making: Pathways and Turning Points Through Life*, Harvard University Press.

——、1995, "Understanding Variability in Lives through Time: Contributions of Life-Course Criminology," *Studies on Crime and Crime Prevention* 4: 143-158.

津富宏編著 二〇一七『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社。

湯浅誠・仁平典宏、二〇〇七、『若年ホームレス——『意欲の貧困』が提起する問い』本田由紀『若者の労働と生活世界——彼らはどうな現実を生きているか』大月書店、三二九—三六二。

付記 本研究は、二〇二二年度財団法人社会安全研究財団「社会安全に関する研究助成」若手研究助成・平成二五年度日本学術振興会科学研究費補助金研究活動スタート支援(課題番号26885062)による研究成果の一部である。調査協力を頂いた方々に感謝を申し上げます。なお、本稿は二〇二二年度財団法人社会安全財団若手研究助成報告書(相良二〇二三)および二〇一三年度関東社会学会大会での口頭発表を発展させたものである。

(さから) しょう・埼玉県立大学助教